

即ち

守朱雀樹四人。(中略)

右依前件雇使。功食以搖錢充。其食人日米一升二合。鹽一勺。

とある。又類聚三代格、卷十六に見える次の官符によれば、京中を巡行する兵士も、亦街路樹を守る義務を持つてゐたことが知られる。

太政官符。

應每坊門置兵士十二人令朱雀道並夜行兵衛

巡檢兵士直否事。

右得左京職解僱。朱雀者兩京之通路也。左右帶垣人居相隔。東西分坊門衛无置。因茲書爲馬牛之關。夜爲盜賊之淵府。望請每坊門置兵士十二人。上下分番。互加掌護。即便令夜行之兵衛。每夜巡檢兵士之直否。然則柳樹之條自无摧折。行道之人方免侵奪者。右大臣宣依請。右京職准此。

貞觀四年三月八日

東海道岡崎宿の人馬繼立機構

和田篤憲

一 岡崎宿人馬繼立の實況

延享元年その一ヶ年に於て岡崎宿を上下せし馬匹は二萬八千七百七十五を算してゐる。その内上りは一萬二千九百六

十六疋、下りは一萬五千二百九疋であつた。其後十年目の寶曆四年に於ては馬匹二萬七千四百五十四、内、上り一萬二千七百三十七、下り、一萬四千七百十七を示したが、寶

曆四年より十年目の明和元年及び更に明和元年より十年目の安永三年に於ける同宿を上下せし馬匹は左の如き計數を示してゐる。

明和元年

一 馬二萬八千九百二十四疋 内 上り一萬三千二百六十五疋
下り一萬五千六百五十九疋

安永三年

一 馬二萬六千四百五十一疋 内 上り一萬二千九百三十五疋
下り一萬三千五百十六疋

かくて延享元年より安永三年に至る三十年の間に於て十年毎に馬匹の同宿を上下せしものを見て、其數二萬八千臺より二萬六千臺を往來してゐたのを知ることが出來よう。

これ實に同宿に於ける人馬繼立の頻繁度を示すものにして従つて所謂宿立人馬（宿常備の人馬）の繼立も亦多きことをも察知することが出來るのである。

二 宿立人馬と公用人馬

備、一宿に於て繼立てらるべき人馬をば其所屬場所に依りて宿立と稼とに分ち、前者を御用と御定賃錢使用とし、後者を相對賃錢使用となすを私は妥當なる分類と思ふので

あるが、もしこの説にして許容せらるゝならばこの宿立人馬こそ一宿が常備すべく強要せられた人馬に相當する部分となる。勿論それは御用の如く無賃人馬のみにあらず、その多くは御定賃錢使用に依り特權的使用ではあつたが、一宿が人馬繼立のためにその機構を充實することは諸種の失費を伴ひ並々ならぬ負擔を形成してゐたものである。然らば一宿の最も大なる負擔となりし公用人馬の繼立に於て岡崎宿は如何になすべきであつたかを今同宿の古記録に徴するに、左の如くである。即御用及これに準ずるものは朱印狀に記入せられたる定額の人馬は無賃とし、それ以上の超過額は人馬ともに御定賃錢を以て繼立てたのである。而して無賃使用を許されたるものは幕府公用の外伊勢御名代御上使、京都御名代御上使の如き公用及び公家門跡方及び御茶壺通行の如きがこれである。

諸大名參觀交代之面々

御定賃錢 五十疋 其餘は雇人足、賃錢倍增也

但甘萬石以上前後兩日と當日と三日之間御定人馬差出す

尤五十人_{五十人}也、其餘は雇人足

廿萬石以下は前後兩日なし

二條大阪御番頭様

人馬特御先觸通り御入用丈ヶ御定賃錢御拂有之候

同御番衆様

人馬高御先觸之通御入用丈ヶ御定賃錢御拂有之候

御泊り之節旅籠代百二十四文づゝ御拂有之候

外に當宿より御一人につき百文づゝ、たし錢致候事、休

泊共。

伊勢御名代御上使

御朱印_{人足八人馬七疋}御證文人足六十人、其餘は御定賃錢御拂

有之候

京都御名代御上使

御證文人足八十人、其餘は御定賃錢御拂有之候

京都所司代より御老中へ參り候御用物、並に御金無賃錢也

但馬之分、當日馬士之御定賃取替渡しおき、追て宿馬八十

疋より取立候事

御老中より御用物、御狀箱 無賃錢也

但、馬之分右同斷

公家門跡方

御朱印御證文之人馬 無賃錢也

但、馬之分右同斷

御老中 御若年寄 御勘定奉行 御證文にて御通行之面々

御證文之分不殘無賃。其餘は御定賃錢御拂有之候

所司代 御城代 其外遠國御役人御通行

人馬御定は無之御入用丈ヶ不殘御定賃錢御拂有之候

御茶壺御通行之節

御朱印_{人足八人馬三十四疋}其餘御證文人馬共無賃錢之事

但、馬之分當日馬士へ御定賃錢取替致し置き、追て宿馬

八十疋より取立候事

三 人馬繼立の機構

イ 問 屋 場

上述の如き朱印人馬は勿論公定賃錢による人馬の繼立を宿にとつては是非とも勤むべき重大の任務であつた。然ら

ばこの人馬繼立の機關は如何なりしやといふに、先づ物的の機關に問屋場、人的の機關に問屋場役人をあげなければならぬ。本宿に於ける問屋場はこれを人足問屋と馬問屋に分ち、前者は步當番所と稱つて連尺町(西の切)に、馬問屋は東は傳馬町(專福寺小路と十五堂の中間)西は材木町(西の切)の兩町に置き五日毎に交替して傳馬を出したのである。この步當番所の起源は

「町年寄御役之義は、往古より當町にて重立候もの相勤御狀箱御繼立並地方御用向等兼、役宅にて御繼賄仕來り候事に御座候、人足御繼立會所之義も、町内庄屋役之者人足問屋と商へ、役宅にて御繼立仕候之處、御通行多之節は、町内にて明家等に出張御繼立仕候處、本多伊勢守様御代、寛文九酉年、中追々御用繁に相成候に付、御普請被成下、入用金三十二兩一分と錢五百十六文御下げ被成下、步當番所と名付、御定箱往還並人足繼所、地方御用向等一ヶ所にて無御差支天保三辰年迄來り申候(安政五年十一月連尺町願書の一節)」

なる連尺町の文書により察し、慶長の頃より馬は傳馬町、人足は連尺町に於て繼立來り、寛文十一年より材木町に更に一個所馬問屋が設けられたるものであらうと思はれる。

人馬會所を傳馬町一個所に合併することゝなるや、人馬繼立に諸種の紛擾を來した。一方には人馬の雜踏甚しく、會所役人の取締不充分にして人馬の遲參不參等あり、ために諸種問屋場の失費多く傳馬入用嵩みたるため嘉永三年六月東西兩町の庄屋一人づゝが監督のため會所へ日勤し、町年寄も當番として一人づゝ日勤することゝなつた。尙問屋場取締方法を左の如く取きめた。

一、宿馬八十疋之義は、先規の通東馬四十疋西馬四十疋と東西に仕譯抱込、東四十疋之義は、精々東最寄町々にて致吟味、遲參不參無之様世話可致候事、西四十疋之義は西最寄町々にて同様厚心配可致事

一、宿役人之義も、先規の通問屋衆始、帳付下役迄東西に仕譯、宿馬抱込之義も東向にて四十疋抱込、西向にて四十疋抱込、東西隔番に人馬共御繼賄仕、諸事入用等可成文質

素儉約取締致、晝夜御詰可被下候事

一、町々庄屋 東西より一人宛罷出日勤可致事

一、町年寄御衆中にも、當番御一人宛日勤可被下候事

一、前顯役人並馬東西と仕譯候に付ては、仕方立種々御相談之上取極可申候事

人馬會所役人

次に人的機關たる役人を見るに寛政以後に於ては、人足

方には人足方取締役一人、同見習三人、帳附大肝煎兼三人

(安政五年四月の記録には、帳付三人、大肝煎四人とあり)、副肝煎六人(同上記録には三人)六人者

(飛脚役)六人(別に一人尾張侯御狀管持と云ふ者あり。合して七人なれど時に九人にてつとめたることあり)

この外に定小使四人あり。次に馬會所には、帳付二人(三人にて勤めた

る事あり)馬指八人(文久元年四月の記録には七人とあり)馬呼四人(同上記

五人とある)が居た。今此等の役人等の給金を見るに先きには年

金十五兩をば手代兩人の給金となし外に金五兩の紙筆代を

給せしが、この外に六人者に對して金十六兩二分を支拂

ひ、副肝煎三人には金十二兩を出した。然るに、人足方

に於ては文化文政の頃、十二兩を、同見習三人には合せ

て十二兩(一人につき四兩となる)を、帳付大肝煎兼三人には合せ

て二十兩一分(一人につき六兩三分づつとなる)を、副肝煎六人には合せて

二十四兩(一人につき四兩となる)を、六人者には合せて三十六兩を

(二人に付六兩ととなる)與へた。この外に尙別に一人、同じく六兩を

給したものが居たから結局、これは四十二兩となつた。而

して定小使四人には合せて十兩を給してゐる。帳付大肝煎

兼の二人には御用書留役を勤むるを以て二分を増し一兩と

なし、副肝煎の内二人は頭取なるが故に各々二分を増し一

兩となしたのである。即役人に支拂ふべき出費は總計百二

十二兩一分となつた。次に、同じく文化文政の頃に於ける

馬會所の役人の給金をみるに、帳付は合せて十二兩二分と

七步五厘、馬指は合計三十七兩三分一朱馬呼は合計十四兩

を支拂つた。然るに役書懷書並に庄屋覺書には次の如くあ

りて少しく前者とことなれるを見る。

一、手代二人給金並扶持方

一人に付、十兩二分銀三歩づつ

一、副肝煎三人給金扶持方なし

一人に付、二兩銀十二匁づゝ

毎日役勘定の節、賃錢高之割合にて一人へ四人分賃錢割取

候事

一、六人もの給金

一人に付、金三兩三分銀十匁三分づゝ

扶持方金一兩二分九匁づゝ

毎月集六人へ割、但一人に付一ヶ月十六匁五步づ

一、間屋四人給金

一人に付、金六兩づゝ、外に七石米割頂戴

一、帳付二人給金

一人に付、金六兩二分十一匁二步五厘づゝ

扶持方に商人荷物口錢割合取り候事

一、馬差一人給金

一人に付、金四兩二分づゝ

扶持方右同斷

以上人足方及馬會所の外に聞次と稱して、物見、見張を

勤むる者が同宿、籠田總門東に六人、門西に六人、合計十

二人居つて、金二朱づゝ合計六兩をうけてゐた。この總入

費は役町に對して割當てたる外、人馬賃錢の勿錢、園人馬

よりの徳分によりて支辨せしものとする。左に天保十二年

二月に上肴町より書上げたる同町一個年の人馬役の費用を

ば示さん。

天保九戌年人馬間屋入用分

一、金六兩と七匁七厘

但五兩三分の割

一、金九兩也

但一兩二分の割

人足端歩金四步二厘八毛は間屋より請取

一、十貫六百七十七文

時なし役割

一、百八十四文

一、八文

一、九百八文

假會所入用割
買上人足割

村人足宿割

一、七十九文

下座袴着履錢割

錢六十三貫金三百五十五匁

一、十五貫六百六十五匁

宿損料役人他所行

四 宿驛の人馬對策

其他入用割

イ 馬

一、十二貫四百二十文

御傳馬問屋入用之割

一、九貫四百三十一匁

同所馬割

一、十三貫三百八十七匁

正人足之外 時なし役履錢

一、二百五十二文

斃馬割

一、三百四文

二割増御願次出府入用割

一、金二分二朱ト五匁四分四厘

助郷馬履錢五十兩の割

一、金一分 八匁九分五厘

同履錢三十兩の割

一、金二分二朱ト四匁六分三厘

宿馬三十一疋潰ニ付新馬

抱入用割

一、銀六匁二分九厘

人馬問屋普請入用割

一、金一分二朱

當町役肝煎給料

一、金一兩三分

人足六人に心付遣はず

〆金十八兩三分二朱ト

銀三十四匁五分八厘

岡崎宿に於ける人馬繼立機關の概要に就ては已に述べたが、この機關を通じて繼立てらるべき人馬に對して、然らば同宿は如何なる對策を採つて居たか、次に問題となる。抑々本宿の傳馬は百疋の制ではあつたが、傳馬補助のため古くより問屋馬と稱するものを設け、東西問屋に各々二疋を置いた。即、繼立をなすが如き場合に他より安く助郷馬を雇ひ役につかしむることとし、この四疋の代金は通常の賃錢によりて役町より取集め、殘金は問屋の費用に充てたものである。

次に馬二十疋を圍馬としてとりおき如何なる場合にも出役せしめず、以て宿驛費用の輕減を策した。即百疋の傳馬は八十疋となつた譯である。步當番所の控帳にいふ。宿馬百疋、内二十疋圍馬。但、如何様之義有之候共不致出役引去候て、當宿徳分に致し候者也。引残り正馬八十疋。と。

口 人 足

當宿に於ける人足は百人の定の外に更に三百七人五分を出した。これは寛永十四年、天草の亂に際し、往還に多數の人足を要することとなりしために、一人につき一ヶ月の役料をば米五俵を以て人夫を募りたる結果、應募者多數となり、こゝに四百七人半となつた。爾後も尙そのまゝ此數を踏襲して出役せしものとする。然るに其後役錢を低下した爲に應募者は少數となつた。宿驛は馬匹の場合の如く圍人足を作り、名目のみの人足を存し事實に於ては正人足を二百八十六人に減じたのである。

扱、上記の定人足四百七人の内譯は左の如くである。

定人足 四百七人半

内 二十貳人 役人引

此譯

連尺町 年寄三人 傳馬 庄屋二人

籠田 庇屋一人 板屋 庄屋二人

田町 庄屋二人 下肴 庄屋一人

材木 庄屋二人 横町 庄屋一人

上看 庄屋一人 六地 庄屋一人

兩町 庄屋二人 問屋 四人

ノ二十二人也

内 五人 圍人足

但何様之義有之候共不致出役引去候而、當宿徳分に致し候者也

に致し候者也

内 二十五人 臨時圍人足

但右同斷

内 四十九人 馬問屋袴着、荷手傳 遠見、小使、其外

内 八人 人足問屋添肝煎

但右八人之所二人殺て當時は

大肝煎三人 添肝煎三人

ノ六人にて相勤め申候

内 四人 步當番所定小使

内 八人 町々小肝煎

引残り人足二百八十六人半之所

正人足二百八十六人相立申候

但、右半人違之義、表向は半人可入之所、實は勘定に

除候事

右者、立人足四百七人半之内、圍人足二口にて三十人

町々小肝煎八人、外に表向之半人、都合三十八人

半當宿之徳分に相成候

換言すれば、

一、宿人足四百七人半

内 二十二 役人引

五人 圍人足

二十五人 臨時圍人足

引 八人足三百五十五人半

内 四十九人 馬間屋、袴着荷手傳
遠見、小使、其外

是は傳馬町材木町之内、問屋番所之町々より出す。

八人 人足問屋添肝煎

四人 步當番所定小使

八十二人

此の十二人を町々に割當つる。

一、一人九分〇七九五 連尺

一、八分二厘〇〇八 傳馬

一、九分〇三七七 籠田

一、一人二分二厘四二八 板屋

一、一人六分〇六七 田町

一、一人〇七厘一一一 下着

一、一人六分七厘三六四 材木

一、三分〇一二六 横町

一、二分三厘四三一 上着

一、五分八厘五七七 六地藏

一、一人〇七厘一一三 兩町

八十二人

右之割にて、一人に付金二兩二分、宛之積にて取集め步當番所にて、添肝煎、定小使を抱へた。

八人 町々小肝煎

これは町々にて抱置、追て平均勘定の事とした。

右引残る

人足二百八十六人

かくて人足の表面數四百七十八人を以て役金を取集め、その内より百二十一人分を引き、これを町役人、人馬會所役人の給金並に會所の費用等に充てた。更にこれを簡約せば左の如し。

一、人足四百七十八人

此内

三十人 臨時御用團に引

二十二人 年寄問屋役庄屋三役に引

十六人 添肝煎役に引

四人 定小使役に引

四十九人 袴着宿案内等諸手傳に引

百二十一

引残り二百八十六人半、當時正人足立役

ハ 人馬の割宛

然らば傳馬百疋はこれを同宿の町々に如何に割宛てたかと

いふに左の如くである。

百疋傳馬の割宛

一、十一疋七厘(内、八疋一分九厘、西馬) 連尺町

一、三十一疋 傳馬町

一、十疋四分 板屋町

一、六疋一分二厘 下肴町

一、九疋一分六厘 田町

一、十四疋四分二厘 材木町

一、一疋七分一厘 横町

一、五疋三分 籠田町

一、二疋三分 上肴町

一、三疋三分四厘 六地藏町

一、六疋一分五厘 兩町

然るに傳馬は圍馬二十匹を去りて事實八十疋であつたら、その八十疋を同宿の町々へ課したこととなり結局左の如き割合となつた。

八十疋傳馬の割宛

一、八疋八分五厘六毛 連尺町

一、二十四疋八分 傳馬町

一、八疋三分二厘 板屋

一、四疋八分九厘六毛 下肴町

一、七疋三分二厘八毛 田町

一、十一疋五分三厘六毛 材木町

次に人足の割宛は一番廻りより四番廻りまでとし。一番

廻人足を部屋人足と呼び定人足二番廻りより四番廻り迄を

抱人足と稱へた。一番廻りの給金は比較的高く後にはこの

廻りを交替に行ひ給金を平均にし、其殘金を宿の得分とな

した。この外に時なし役となへるものがあつたが、これ

は急飛脚の繼立の場合の如く時刻を定めずして出す人足で

ある。而して町々に割當てられたる人足數は上り。五人、

連尺町。二人、籠田町。一人、横町。四人、傳馬町。三人

兩町。とし、(不參者は雇錢一人につき三百文宛を徴した。)

下り。四人、板屋町。四人、田町。三人、下肴町。四人、材木

町。(不參者は雇錢二百文宛を徴した。)を出したのである。

此の表人足四百七人半を町々に割當つれば、

一、五十七人 連尺町 一、四十九人 傳馬町

一、五十四人半 板屋町 一、四十八人 田町

一、三十二人 下肴町 一、七十四人半 材木町

一、九人 横町 一、二十七人 籠田町

一、七人 上肴町 一、十七人半 六地藏町

一、三十二人 兩町

となるが、更に正人足二百八十六人の割合は次の如し。

一、四十五人四分七ノ二七八 連尺町

内四十五人 立役

此人足

一番廻十一人 昔の給金一人に付三兩二分づゝ

二番廻十一人 同斷 二兩づゝ

三番廻十一人 同斷 一兩二分づゝ

四番廻十二人 同斷 一兩づゝ

内四十五人、殘端歩出金 八十九兩也

この一番廻十一人を部屋人足と云ひ、二番廻より四番廻

迄三十四人を抱人足と云つた。

二 人馬費用の割宛方法

楮、これらの人馬費用は間口割に依りて徴收したもので人馬役料の負擔者は人馬役人と稱せられた。延寶八年十一月の岡崎役地高附帳を見ると、其町々の家主の數にとりて人馬の役を割宛て、人足四百七人半、馬百疋の役を同宿に配分した。而してその役を仰せつけたものを上述の如く役人と稱した。この役人は同町内の家持の中から選んだものである。尙、この役料はもと米によりて量りたるものらしく次の如く誌せり。

一、高七百二十三石二斗七升九合 御傳馬役人所持仕候分
兩 町 三十四石三斗八升五合

役人 三十二人分
家主 九十八人
傳馬町 百六十九石九斗六升五合 役割相當

役人 四十九人分
家主 百八十六人
六地藏町 五十七石一斗三升九合 役割相當

役人 十七人分
家主 四十三人

研究

上肴町 十一石五斗一合

役人 七人分
家主 十八人 役割相當

籠田町 百三十一石一斗一升

役人 二十七人分
家主 四十七人 役割不相當
十五人不足

材木町 三十八石八斗六升三合

役人 七十五人分 役割相當 (役人七十五人半に候へ)
家主 百四十六人 役割相當 (共都合悪しき故如此)

横 町 十一石六斗一升七合

役人 九人分
家主 三十六人 役割相當

下肴町 五十石六斗五升五合

役人 三十二人分
家主 五十五人 役割相當

田 町 九十一石八斗九升六合

役人 四十八人分
家主 七十五人 役割一人不足

板屋町 六十五石五斗六升八合

役人 五十四人分
家主 九十八人 役割相當

連尺町 三十四石四斗七升八合

役人 五十六人分
家主 九十八人 役割一人不足

正徳三年二月、岡崎宿人馬御役町繪圖を見るに、百人百

疋を擧げて、右の人馬敷を、役町十一ヶ町、家數八百五十
九軒の者が勤めた事となつてゐる。即ち

與次右衛門

一、御傳馬百疋

一、人足百人

右者御役町十一町、家數八百五十九軒之者、馬役人足

人馬役地之分 間口割

役共相勤申候

六十一間半 但し五百五十三坪

右之通相違無御座候以上 岡崎宿問屋

町年寄

正徳三癸巳年二月

助十郎

平七郎

四郎次

新右衛門

庄右衛門

茂左衛門

附記 本稿中に引用せし資料は岡崎市史第四卷に據つた

違式註違條例に觀えたる 道路交通取締法規

田 口 二 郎

人類が協働 (Zusammen wirkung) して社會生活を營む

係の必然的要請 (Postulat) として生活資料、人體、人の

動物である以上、如何に未開の時代に於ても、其の相互關

意識の場所的移轉、即ち交通現象の存在し得ることは、誠